

○天草市住民監査請求取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 請求は、法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に規定する様式（以下「請求書」という。）により、天草市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出して行われなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

3 請求は、代理人によって行うことができるものとする。この場合において、請求を行う者（以下「請求人」という。）は、氏名を自署し又は記名押印した代理人への委任状を添付しなければならない。

(請求書の受付)

第3条 請求書が提出されたときは、天草市監査委員事務局（以下「事務局」という。）において、請求書の記載事項及び添付書類について確認を行い、請求書に形式的な不備があるときは、補正を求めるものとする。

2 前項の補正は、持参により請求書が提出された場合はその場で求めるものとし、その場での補正が困難な場合又は郵送により請求書が提出された場合は後日の補正又は請求書の再提出を求めるものとする。

3 請求書の補正は、請求人及び代理人（以下「請求人等」という。）の任意によるものとし、請求人等が請求書の補正に応じないときは、事務局は、補正を行わず受け付けるものとする。

4 請求書を受け付けたときは、事務局は、受付印を押印し、請求人等に対し、その請求書の写しを交付するものとする。

(市長等への要旨の通知)

第4条 監査委員は、請求書を受け付けたときは、直ちに当該請求の要旨を議会及び市長に通知するものとする。

(共同請求)

第5条 2人以上の請求人から共同で請求があったときは、事務局は、請求人全員に対し、当該請求に係る代表者を定める代表者選任届（様式第1号）を提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定による代表者選任届の提出があったときは、当該請求に係る通知等は、代表者に行うものとする。

(請求の取下げ)

第6条 監査委員の監査終了前においては、請求人等は、請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 請求の取下げは、書面でしなければならない。

3 監査委員は、前項の取下げがあったときは、その旨を議会及び市長に通知するものとする。

4 取下げのあった請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみなす。

(要件審査の補助)

第7条 請求書を受け付けたときは、事務局は、監査委員による要件審査を補助するため、あらかじめ次の確認を行うものとする。

(1) 請求人について、住民票又は法人登記簿等による法第242条第1項の住民であることの確認

(2) 請求の内容審査に係る事実関係の確認

2 前項の確認において、請求人が住民であることが確認できないとき、又は事実関係の確認ができないときは、事務局は、請求人等に対し、その確認ができる書類の提出を求めるものとする。

(要件審査)

第8条 監査委員は、請求が法令に定める要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められるときは、適法な請求として受理を決定し、要件を満たしていないと認められるときは、補正が可能なものについては請求人等に対し相当の期間を定めて補正を求め、補正に適さないものであると認められるときは、合議により請求の却下を決定するものとする。

2 監査委員は、前項による補正が期間内に行われないうとき、又は補正を行ったが要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をするものとする。

3 監査委員は、前2項による請求の却下を決定したときは、請求人等に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

4 監査委員は、第1項の規定により請求の受理を決定したときは、請求人等に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(暫定的な停止の勧告)

第9条 監査委員は、受理の決定をした請求について、法第242条第4項に規定する行為停止の勧告の適否を審査し、勧告を行うことが適当と認めるときは、同項に規定する市長その他の執行機関又は職員（以下「関係執行機関等」という。）に対し、理由を付して書面により勧告するとともに、請求人等に対し、勧告の内容を書面により通知し、公表しなければならない。

(監査の実施)

第10条 監査は、監査の対象となる関係執行機関等からの弁明書の徴取、事情聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合等の方法により行うものとする。

(請求人等及び関係執行機関等の陳述等)

第 11 条 法第 242 条第 7 項に規定する証拠の提出及び請求人等の陳述は、請求の趣旨を補充することを目的とする。

2 前項の規定による証拠の提出及び陳述について、監査委員は、請求人等に対し、事前に必要な事項を書面により通知する。この場合において、当該通知は、第 8 条第 4 項の通知と併せて行うことができるものとする。

3 陳述の聴取を行う場合、実施に関して必要な事項は、陳述ごとに監査委員が協議して決定する。

(監査結果の決定)

第 12 条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行うものとする。

(監査結果等の取り扱い)

第 13 条 監査委員は、前条の監査結果の決定に従い、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 請求が法定の要件を満たしていないと認められるときは、不適法な請求として却下の決定をするものとする。この場合においては、請求人等に対し、理由を付して書面により通知するとともに、当該書面の写しを関係執行機関等に送付するものとする。

(2) 請求に理由があると認めるときは、議会、関係執行機関等に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人等に対し、書面により通知し、公表するものとする。

(3) 請求に理由がないと認めるときは、棄却の決定をし、請求人等に対し、理由を付して書面により通知し、公表するとともに、当該書面の写しを関係執行機関等に送付するものとする。

(措置結果に係る通知等)

第 14 条 前条第 2 号の規定による勧告を受けた議会、関係執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、監査委員は、請求人等に対し、当該通知に係る事項を通知し、公表するものとする。

(監査結果の公表)

第 15 条 第 9 条、第 13 条第 2 号及び第 3 号並びに前条による公表は、市役所本庁及び各支所の掲示場に掲示するとともに、市のホームページに掲載して行うものとする。

2 前項の公表にあたっては、請求人等の氏名及び住所は、原則として公開する。ただし、市のホームページの掲載に当たっては、請求人等が書面により公開を申し出たときを除いて公開しないものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、同日以後に提出される請求に適用する。

代 表 者 選 任 届

代表者 住 所 天草市 町

氏 名

電話番号

上記の者を代表者として選任しましたので、 年 月 日提出の天草市職員措置請求にかかる通知等は、代表者に対して行ってください。

請求人

氏 名（自署）	住 所
	天草市 町

年 月 日

天草市監査委員 様